

行財政制度委員会



平成27年3月23日（月）広島市において末長委員長をはじめ約30名の出席のもと、「第2回行財政制度委員会」を開催した。

当日は、議事に先立ち、中央大学大学院 法務研究科教授の森信 茂樹氏から「アベノミクスと税制改革」をテーマにご講演いただいた。

引き続き、行財政制度委員会の平成26年度事業実施結果および平成27年度事業計画（案）について報告・審議を行い、原案通り了承された。

【講演要旨】



「アベノミクスと 税制改革」

中央大学大学院
法務研究科教授
森信 茂樹 氏

■グローバルな税競争と法人税改革

昨年暮れの議論を通して、政府はここ数年の内に法人税の実効税率を20%台まで引き下げることをご公約しており、29%までの道筋は付いている。しかしながら、先進国やアジア諸国と比較した時、29%では立地競争力等の面からは不十分で、2～3年後にはさらに引き下げろという圧力が高まる。25%程度まで下げるとしたときに、課税ベースの拡大では対処できず、ネットで減税せざるを得ない。財政再建を志向している中で、ネット減税を実現するためには地方法人税の抜本的改革が不可欠。

この度の税制改正では、今後2年間で3.29%引き下げることとしているが、地方税である法人事業税の外形標準化を進めることによって税収中立としている。法人事業税の所得割部分を小さくして、外形標準（付加価値割）分を大きくしている。所得割部分が減ったことにより、稼ぐ力のある企業は減税となり、利益率の低い企業もしくは赤字の企業は増税となる。稼ぐ力をよりつけるインセンティブとする考え方で改革が行われた。

外形標準課税には大きな問題があると考えている。法人事業税はシャープ勧告によって、一旦

付加価値税とされたが、うまくいなくて所得を課税ベースとする税に戻された経緯がある。外形標準課税は欧州でかつて導入されていたが、実質的には賃金課税であり、雇用にマイナスのインセンティブになるという理由で廃止されている。法人実効税率をさらに引き下げていく際に外形標準課税の割合を拡大していく可能性があるが、本来の姿である付加価値税、消費税へと置き換えていくべき。地方消費税と地方法人税を置き換えていくことによって法人実効税率を25%まで引き下げていくことにしなければ、日本からますます企業が外に出ていってしまう。日本の対外・対内直接投資を見ると、いずれも上位にオランダ、ケイマンが入っており、既に課税を回避する形で対外・対内直接投資が進んでいる。英国、ドイツではそれぞれ消費税率を引き上げて、法人実効税率の引き下げを行っており、グローバルなタックス・コンペティションを踏まえて日本でもそういう方針がでてくることを期待している。

■資産格差・所得格差の解消

トマ・ピケティ氏の著書では、上位1%の人が3割の所得・資産を保有していることを問題視している。アメリカを中心に見た格差の状況だが、日本ではそうっていない。資本の利益率の問題ではなく、企業のガバナンスの問題と考えている。米国ではストック・オプションによる報酬が富の集中を生んでいる。ジニ係数を見ると、日本では勤労世代よりも老後の格差が拡大しており、さらに若年層の格差も拡大している点が問題。社会保障や高齢者の所得控除等の影響で所得の再分

配がうまくいっていないことが、相対的貧困に繋がっている。税・社会保障を負担する前は世界に冠たる平等な国家だが、負担後は格差が拡大している。だから所得税の最高税率や資産課税を引き上げるべき、とは考えていない。所得や資産への課税を強化すると、資金が外へ逃げていきやすくなってしまう。

所得階層ごとに所得税の負担率を調べたところ、最も負担率が高いのが1億円の所得を得ている階層で1億円を超えると負担割合が逆に下がっていくことが分かった。1億円を超えると、所得の中で株式譲渡益が占める割合が高くなっていることが原因。譲渡益に対する課税を増やすことで1億円超過の所得階層の負担率を相応に引き上げられる。資産そのものにではなく、資産が生み出す果実に課税すべき。

■軽減税率の問題点とインボイスの活用

昨年4月、ヨーロッパに軽減税率の調査に行った。よく問題視されるのが、ファーストフード店において店内で食べる場合（イートイン）と、持ち帰る場合（テイク・アウェイ）の差。英国で確認したところ、付加価値税（VAT）分だけ値段が違っていた。他方、温めて食べるとレストラン・サービスに相当することから、持って帰る場合も値段が同じ。4通りの区分となっている。ドイツでは内税方式で店内食も持ち帰りも同じ値段。含まれる税金は異なるが、税金の分だけ売値を上げなくてはいけないことはない。これは、軽減税率を入れても負担が変わらないという例。

消費税は所得が増えるほど負担割合が少なくなる逆進性があるが、軽減税率を入れても逆進性は解消されない。給付付き税額控除を採用すると逆進性が解消されて、累進となる。既に簡素な給付措置を支給しており、精度を高めて支給すればよい。政治的に軽減税率が導入される可能性はあるが、諸外国には理解され難い。

軽減税率の導入に際して、インボイスの作成を求められることが嫌われているが、インボイス自体は素晴らしいもの。インボイスを導入すると、消費税が明記されて価格転嫁が容易になる。申告を簡素にするツールとなり、免税事業者も簡単に課税選択をして仕入れ時の消費税負担を相殺できるようにする。この際、インボイスに対する正しい理解を求めていくべき。

■財政再建のあり方

安倍総理は、消費税率引き上げを延期したことに伴い、今夏を目途に新たな財政再建計画を策定することを約束した。内閣府の試算によると消費増税後も、2020年の基礎的財政収支は9.4兆円の赤字となる見込み。消費税1%が2.7兆円の税収に相当することから、歳出カットがなければ、4%弱の消費税引き上げの必要が生じる。長期金利が不安定になってきており、2020年の基礎的財政収支黒字化という目標は先送りできない。

試算の前提では成長率が長期金利を上回っており、GDPに対する債務残高の割合は今後どんどん減っていく。プライマリー・バランスよりも債務残高の割合の方が重要だとした場合、9.4兆円の歳出削減をしなくても済むという安易な考えに陥りかねない。OECD諸国で比較した時、日本の社会保障支出は中位の水準となっているが、租税負担は下から2番目か3番目。相対的なものだが、バランスが取れない方向に進んでいる。

米国ではレーガノミクスで租税特別措置を廃止して法人実効税率を引き下げた結果、東海岸の既存産業は倒れたが、西海岸ではIT系の新規企業が起業して、税制で経済が蘇った。ドイツは消費税を上げて法人税を下げたことが今のドイツの強さに繋がっている。税制を変えることによって蘇った海外諸国の事例は多い。

【議事概要】

○平成26年度

行財政制度委員会事業実施結果報告：

- (1) 地域発展のために望ましい行財政制度の調査・検討
- (2) 分権型道州制の実現に向けた取り組み

○平成27年度 同事業計画(案) 審議：

- (1) 地方分権改革の一層の推進、分権型道州制実現に向けた環境整備を目指し、中国地域における理解促進と機運醸成活動を実施する。
- (2) 危機的状況にあるわが国財政の再建、社会保障制度の再構築等、地域経済にも大きな影響を及ぼす行財政制度について調査・検討する。

(担当：菅田)